

From 山形労働局からのお知らせ

【山形県最低賃金が改正されました！】

## 山形県最低賃金

効力発生日 令和5年10月14日

**時間額 900円(46円アップ)**

この最低賃金は、山形県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

山形労働局労働基準部賃金室(TEL 023-624-8224)又は最寄りの労働基準監督署